

# 福祉避難所以外による 要配慮者支援対策

<福祉避難所以外による要配慮者支援対策の取組み状況>

## 1 福祉避難所以外の対策では、一般避難所における対応が中心

福祉避難所以外による要配慮者支援対策は、一般避難所における対応が中心で半数近くの区市町村はそのための「マニュアルの整備」に取り組むほか、「名簿の共有」「介護・医療物資の備蓄」「訓練」に3割ほどの区市町村が取り組んでいる。

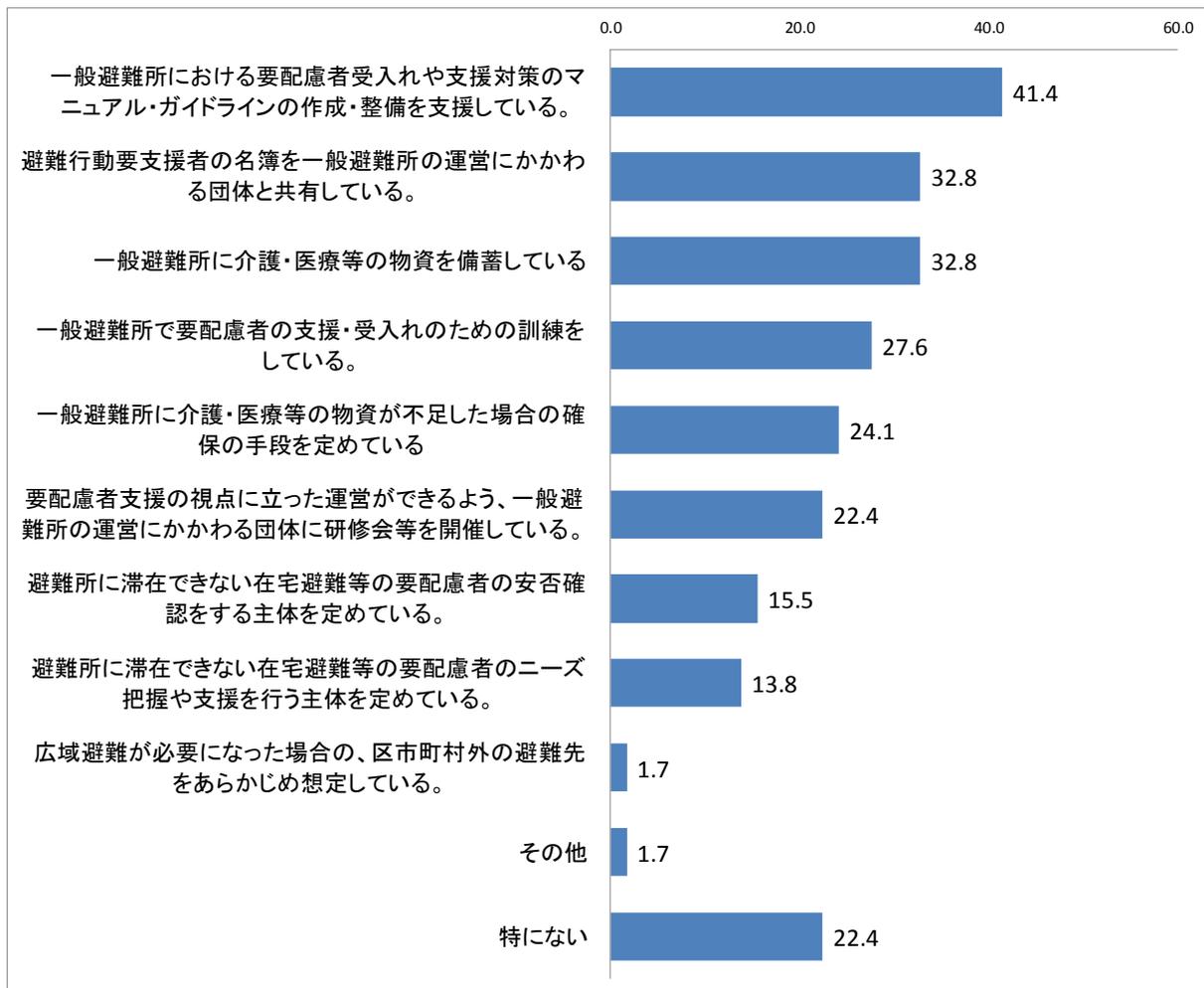
「福祉避難所以外による要配慮者支援対策」を尋ねました。上位の6つが一般避難所に要配慮者支援に対応できる機能を持たせようとするもので、下位の2つが一般避難所にやむを得ない理由で滞在せず在宅避難する要配慮者への支援というのが全体の傾向になっています。

一般避難所における対応では、半数近くの41.4%の区市町村が「一般避難所における要配慮者支援対策のマニュアル・ガイドラインの作成」に取り組んでいます。次いで、「避難行動支援者名簿の一般避難所の運営団体との共有」「医療・介護物資の備蓄」がそれぞれ32.8%。「一般避難所で要配慮者を支援・受入れるための訓練の実施」も27.6%みられました。

一方、在宅避難する要配慮者支援では、「安否確認する主体を定めている」が15.5%、「ニーズ把握や支援する主体を定めている」が13.8%となっています。

図 11 福祉避難所以外の要配慮者支援対策

(単位：%)



＜一般避難所における要配慮者支援対策の具体的な取組み＞

## 2 一般避難所における専用スペースの確保、備蓄等の計画をすすめる

一般避難所における要配慮者支援対策の具体的な取組みでは、乳幼児や外国人、聴覚障害者なども含め、専用スペースや備蓄品の確保とその運営の検討をすすめている。

一般避難所における要配慮者支援対策は、表 13 に記載する区市町村も含めて積極的な検討が行われています。福祉避難所による受入れ数の不足が想定される中での重要な取組みとなっています。

表 13 一般避難所における要配慮者支援の具体的な取組み (主な回答)

	具体的な取組み
千代田区	粉ミルク、アルファ化米、子ども用おむつ、哺乳瓶、大人用おむつ、イーバックチェア、車いすなどを配備。
中央区	要配慮者優先居室や乳幼児、妊産婦優先居室を設ける。粉ミルク、肌着、子ども用おむつ、大人用おむつを備蓄している。外国人居住者に対応するため、避難所等に通訳ボランティアを派遣する。
文京区	各一般避難所に要配慮者専用スペースを確保する。小中学校の1階の部屋で保健室や障害者用トイレに近い部屋を優先的に割り当て、介護できるスペースや車いすの通れるスペースを確保する。
台東区	避難所運営組織の避難者援護担当の業務として、マニュアルに災害時要援護者の救護の際の対処を記載。
墨田区	災対要配慮者救護部により要配慮者救護所を開設する。地域住民による地域防災活動拠点会議や要配慮者サポート隊と災対要配慮者救護部が連携して要配慮者支援を行う。指定避難所に要配慮者に配慮した居住スペースの確保と食事の提供を行う。社協は、避難所でのニーズ把握とボランティア派遣、ふれあいサロン設置等の支援を行う。
目黒区	避難所運営方法を地域住民自身で検討をすすめる中で、要配慮者への配慮を基本的な事項としている。
大田区	避難所運営マニュアルで要配慮者対策班の設置と具体的な対応方法を定めている。言葉が不自由な方のために意思疎通を図るコミュニケーションボードを配備。外国人住民向けに語学能力のある職員と登録ボランティアを派遣・巡回させ、相談支援を行う。
世田谷区	介護事業者等と一般避難所における介護サービス提供の協定を締結している。
杉並区	災害時要配慮者のうち個人情報の提供に同意をいただいた地域のたすけあいネットワーク登録者の名簿を震災救援所に提供。安否確認チェックシートを登録者ごとに作成するとともに、安否確認結果を各救援所で稼働するシステムに入力することで、区内の全救援所での結果を共有できる。
練馬区	「避難拠点運営の手引き」に記載している。
足立区	第一次避難所に要配慮者ネームケース、車いす、杖、プライベートテント等を備蓄。
江戸川区	避難所内に要配慮者の避難スペースを設ける。空き教室を活用し、個室を設けることも検討している。
八王子市	簡易ベッドの確保、段差解消や手すりの取り付け、車いす、杖、簡易トイレ等の確保。専用スペースは少数部屋への割り当て。生活支援のため、食事の提供等にボランティアの派遣等。広報支援のため、掲示板の設置、手話通訳の派遣、ボランティアによる個別情報伝達など。
武蔵野市	要配慮者向けに「おかゆ缶」「パン缶」等の備蓄。ラップボントレッカーの配備。福祉避難室の開設。
昭島市	校舎1階の畳やカーペットのある教室を優先に災害時要援護者用専用スペースの確保の協議を重ねている。
調布市	避難所に要配慮者と支援者をわかりやすくして支援するためにビブスを用意。避難所の備蓄コンテナにおむつやとろみ剤を備蓄している。
町田市	自主防災組織に対して災害時に要配慮者の対応・支援が必要なことを説明。聴覚障害者向けに筆談器や手話通訳者用のビブスを備蓄している。
小金井市	一般避難所に「身近な福祉避難所」を設営する。
日野市	避難所の開設に合わせて、要配慮者用のスペース(思いやりスペース)を確保する。
東村山市	メイン施設となる体育館から比較的移動しやすい部屋を要配慮者が活用できるよう計画を立てている。
国立市	避難所運営マニュアルの中で、要配慮者向けの避難居室を優先的に確保し、その支援内容を定めている。
福生市	市内小中学校に避難所運営を検討する会議を設けており、その中で配慮を必要とする避難者への対応策を検討している。
稲城市	各避難所に担当を配置し、介助者・医療措置の必要性があるか、居住スペースを分けるか、二次避難所への移送の必要性、必要な物資の把握を行う。
瑞穂町	飲料水等の生活必需品を要配慮者に優先して配布するようマニュアルに定めている。

<在宅避難等の要配慮者支援対策の具体的な取組み>

### 3 要配慮者の名簿に基づく安否確認に加え専門職支援を想定する区市町村も

一般避難所に滞在することが難しく、在宅避難等の要配慮者支援については、「避難行動要支援者名簿」などに基づく安否確認を通じた支援が中心となっているが、その名簿になくても専門職が把握している対象に支援を提供していく取組みの検討もみられる。

災害時には応急期と復旧期において要配慮者のニーズも異なり、やむを得ない理由により一般避難所に滞在できない在宅避難者等の要配慮者の安否確認、ニーズ把握、支援（情報提供、物資提供、医療・福祉サービスの提供等）について具体的な内容を尋ねました。避難行動要支援者名簿に基づく安否確認の延長でニーズを把握して必要な支援を行っていくことが基本となっていますが、それ以外にも表 14 のような具体的な取組みもみられました。

表 14 避難所に滞在できない在宅避難等の要配慮者への支援の具体的な取組み（主な回答）

	具体的な取組み
新宿区	災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を平常時から民生委員・児童委員、防災区民組織等に配付し、災害時の円滑な安否確認を可能とする。
墨田区	在宅避難に限らず、要配慮者サポート隊が民生委員・児童委員と連携し、要配慮者の安否確認、生活状況の把握等を行うこととしている。
大田区	外国人住民の要配慮者名簿は未作成。行政側からの働きかけは難しく、問い合わせに対する相談、情報提供を行う。大田区公式観光サイトから情報を入手できるしくみとなっており、他に公式無線LANからも災害情報に入ることができる。
杉並区	震災救援所運営連絡会が安否確認チェックシートを用いて、震災救援所周辺にすむ要配慮者について、安否確認を行う。安否確認時にニーズの聞き取りを行い、必要な支援については安否確認チェックシートに記載する。
北区	自主防災組織が発災後3日以内の安否確認を行う。保健師による巡回健康指導などの実施を計画している。
練馬区	地域の高齢者相談センターや民間介護事業所と連携し、在宅避難者の個別支援を行う。
足立区	災害時要援護者避難支援プランを平時から民生・児童委員等に配付し、災害時の安否確認の体制を整えている。
八王子市	事務所本部を拠点として要配慮者に情報、紙おむつ、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービス提供を行う。
三鷹市	市内7か所の災害時在宅生活支援施設における備蓄倉庫には、洋式（車いす対応）の組立トイレを配置している。
小金井市	災害時避難行動要支援者名簿には記載されておらず、保健師等の専門職が把握していて特に生命の安否確認が必要な人（例・在宅人工呼吸器使用者、妊婦や新生児、難病患者、透析患者、多問題家族等）について「災害時保健援護者リスト」を作成し、専門職等で構成されるチームが優先順位の高いものから順に安否確認を実施する。災害時保健活動マニュアルを平成27年12月に作成した。リストは今後、作成の予定。

<その他の課題への具体的な取組み>

#### 4 要配慮者に対する個別支援を作成していくことが課題

「その他の課題」には、「個別支援計画」を作成していくことの難しさが指摘されている。ケアマネジャーや障害者相談支援専門員による作成をすすめる区市町村もあり、災害時の個別支援計画と日ごろからの介護等サービスの計画作成を結び付けていくことも必要と考えられる。

安否確認のために名簿を作成しているが、個別具体的な配慮や支援を行うことがそれだけでは不十分と指摘している区市町村もありました。個別支援の計画を立てる上で避難も含め、そのための支援者を確保することが課題になっています。

また、都市部である特性として、避難行動要支援者情報の共有が個人情報の取扱いの上で難しくったり、地域とのつながりの薄い要配慮者への支援が課題として指摘されています。

そうした中、課題になっていることとそれに対する工夫については、表 15 のような取組みが挙げられました。

表 15 その他、災害時要配慮者支援における課題とそれに対するための工夫（主な回答）

	課題	その課題に対する工夫
品川区	各防災区民組織内の個別計画の作成が難航している。	区内のモデル地区として5団体を選定し、防災コンサルタントを活用しながら個別計画作成の支援を始めた。その作成支援を通じて、手引き・事例集をとりまとめる。
杉並区	要配慮者のうち、事前に個人情報の関係機関への提供に同意いただいた方（地域のネットワーク制度登録者）について、民生委員が個別支援計画を作成しているが、その作成が難しい。	課題をふまえ、登録者の担当ケアマネジャー及び障害者相談支援専門員が個別計画を策定できるように変更した。
練馬区	安否確認の担い手の不足が想定され、地域ごとにその体制も異なる。	災害時要援護者名簿を避難拠点に設置し、安否確認を行うしくみを構築している。名簿の未登録者については、被害甚大地域を優先し、区職員が安否確認を行うしくみを構築している。
府中市	地域とのつながりが薄い要配慮者の避難誘導や避難所生活、在宅避難生活に不安がある。	市内11文化センター圏域ごとに、自治会・町会・管理組合の代表者で構成する自主防災連絡会を立ち上げ、地域における要配慮者支援をすすめていく。
国立市	要配慮者支援には地域の方の協力が不可欠だが、高齢化の状況もあり、新しい若手の地域支援者の発掘が課題となっている。	実際に要配慮者の安否確認訓練を行っている自治会は、複数の支援者が何度も要配慮を訪問しないよう、一度確認したら玄関先にリボンを結ぶ取組みをしている。